

件名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件

○ 金融庁 告示第 号  
財務省

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき、国又は地域を次のように指定し、令和五年 月 日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

財務大臣 鈴木 俊一

（令第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）

第一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（次条において「令」という。）第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。

- 一 アメリカ合衆国
- 二 アルバニア
- 三 イスラエル

- |    |         |
|----|---------|
| 四  | カナダ     |
| 五  | ケイマン諸島  |
| 六  | ジブラルタル  |
| 七  | シンガポール  |
| 八  | イスラエル   |
| 九  | セルビア    |
| 十  | 大韓民国    |
| 十一 | ドイツ     |
| 十二 | バハマ     |
| 十三 | バミューダ諸島 |
| 十四 | フィリピン   |
| 十五 | ベネズエラ   |
| 十六 | 香港      |

十七 マレーシア

十八 モーリシャス

十九 リヒテンシュタイン

二十 ルクセンブルク

（令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域）

第二条 令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、前条各号に掲げる

国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。